

## 議第134号

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例

第1条 京都市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「及び第110条第5項」を「, 第110条第5項及び第115条の2第2項」に改め、同条第5号中「及び第110条第5項」を「, 第110条第5項及び第115条の2第1項」に改める。

第2条 京都市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「第109条第6項, 第109条の2第5項, 第110条第5項」を「第109条第5項」に改め、同条第5号中「, 第109条の2第5項, 第110条第5項」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正により、議会における会議に出頭した参考人の要した実費を弁償しなければならないこととされたこと等に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。